

高知県新事業創出支援事業費補助金質疑書への回答

※提案内容に触れる質問は省略しています。

No	質問	回答
1	■直接人件費の補助について 補助事業のために人材を採用する予定。申請時に採用していない場合、補助事業期間内に採用する計画として申請をしてよいか。	申請時に採用していない人材を、補助事業期間内に採用する計画として申請をして差し支えない。当該人材の直接人件費は補助対象経費となる。
2	■他の補助金へ申請している場合について 新事業創出支援事業費補助金に申請する予定の補助対象事業について、他の補助金にも申請をしている。それぞれの補助対象経費は、異なる品目として申請をする予定だが申請することは可能か？	補助対象事業が同一であっても、補助対象経費が重複していなければ、申請することは可能である。
3	■サブスクリプション契約にかかる費用について サブスクリプション契約にかかる費用は対象となるか。対象になる場合、補助対象事業期間内に、支払いを完了している必要があるか。	サブスクリプション契約にかかる費用も、別表第2（第4条関係）補助対象経費に該当する経費であれば対象となる。その場合、補助対象事業期間内に、支払いを完了している必要がある。